

1. 本事業における対象者は、現在、がん検診を実施していない事業所の従業員として、その拾い上げと市町村がん検診につなぐ手法を確立するため、ひとまず、協会けんぽ青森支部に加入かつ生活習慣病予防健診未実施の事業所の従業員（被保険者）を基本とすることとしてよろしいか。
→了承
※被保険者だけではなく、被扶養者のがん検診・精検受診勧奨も重要との意見あり
これについてはパイロットテストとは別に、並行して検討する →資料4
※パイロットテストでは、八戸西健診プラザと相談した結果、国民健康保険組合の被保険者についても、同じプロセスで拾い上げができるという意見であったことから、対象に追加することとしたい→資料3-1
2. この仕組みで拾い上げた対象者が受診する大腸がん検診は、健康増進法に基づく市町村の大腸がん検診（個別検診）として位置づけることとし、検診機関と市町村の契約のあり方（R8以降の集合契約の仕様書等）については、パイロットテストの結果を踏まえ検討し、第3回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。（県において、関係市町村と調整の上、仕様書案等を作成し、検討委員会で協議）
→了承
3. 大腸がん検診結果の事業所への情報提供のあり方については、パイロットテストでの同意の状況等を踏まえ、第3回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。
→了承
※第2回検討委員会までに法的な取扱いについて整理するよう指示あり → 資料2
4. 対象となる事業所への周知方法等については、事業所を把握できる協会けんぽ青森支部と調整の上、第2回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。
→了承
※対象者や事業所が混乱しないようリーフレットの作成と併せて検討したい考え →資料3-4